はじめに

平成 18 年の「高齢者虐待防止法」(正式名称は、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」)の施行により、養護者や養介護施設従事者等による高齢者虐待が定義され、また、国や市町村、保険・医療、福祉関係者などの責務や国民の役割を明確化するとともに、権利を侵害されている高齢者を、社会全体で支えていくことの必要性が、改めて認識されました。

しかしながら、近年の急速な高齢化などを背景として、認知症高齢者数は急増しており、 高齢者に対する身体的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄・放任(ネグレクト)や経済的 な虐待といった「高齢者虐待」に関する事件が表面化することが多く、状況がより深刻であ ることは、一般の人もよく知るところとなっています。

認知症高齢者をはじめとする介護を必要とする高齢者の中には、判断力の低下などから高齢者虐待などの権利侵害を受けやすい傾向にあり、住み慣れた地域で、安全で安心して生活が出来るように、高齢者介護に関わる関係機関のみならず、広く地域住民で支えていく仕組みづくりが急務となっています。

本市においては、高齢者虐待防止法の成立から、高齢者虐待に関わる関係者のスキルアップの研修や、地域の方に対する普及啓発などを実施し、高齢者虐待に対応するためのネットワークづくりに努めております。また、令和3年度からの3か年の事業計画である第8期計画・かわさきいきいき長寿プラン」を策定し、権利擁護体制の推進として高齢者虐待への対応を、重要な施策として位置づけております。

本マニュアルは、これまで本市で積み上げてきた経験などを基礎として、行政や地域包括 支援センターなど関係者の役割や、実際に連携・対応している状況を改めて整理し、より円 滑に高齢者虐待に対応できるように、実務へ結びつけることに主眼を置き、作成しました。

今後は、このマニュアルに沿った対応について、行政及び地域包括支援センターを中心として、高齢者支援に関わる人や、地域住民の方に周知していくとともに、改めて、高齢者虐待防止法の趣旨を広く普及啓発していきたいと考えています。

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室長

(マニュアルの目的)

このマニュアルは高齢者虐待の対応のために、行政や地域包括支援センターの専門職が適切に判断し、他の関係機関と連携体制を構築していくための、川崎市における方針を示しています。

(用語)

高齢者虐待防止法・・通常は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を省略して使用します。

区高齢・障害課・・・各区高齢・障害課高齢者支援係と各地区健康福祉ステーション 高齢者支援担当を省略して使用します。

養護者・・・・・・一般的に、高齢者の保護者、世話をする人を指す場合に使用します。

目 次

はじめに

第1章 高齢者虐待防止法の概要—————	1
1 法律の構成、解説	2
2 虐待類型————————————————————————————————————	9
3 市町村、地域包括支援センターの役割————	13
4 高齢者虐待の予防・早期発見——————	17
第2章 養護者による虐待への対応———	21
1 在宅高齢者虐待対応システム・フロー	
2 相談・通報、届出の受付—————	25
(1) 相談・通報等窓口の周知と相談者・通報者の保護—————	25
(2) リスクアセスメント・シートの活用—————	25
3 虐待対応① 相談・通報等の受理——————	28
4 虐待対応② 緊急性の判断—————	29
(1) コアメンバー	29
(2) 緊急性の判断————————————————————————————————————	29
(3) 虐待ケースとして支援するかどうかの判断基準————	34
5 虐待対応③ 安全確認·事実確認————————————————————————————————————	36
(1) 情報収集	
(2) 相談・対応・情報収集などの留意点について	37
(3) 立入調査	
6 虐待対応④ ネットワークミーティングの開催————	
(1) ネットワークミーティングの定義・目的————	
(2) 検討事項について	42
(3) ネットワークミーティングの参加者—————	43
(4) ネットワークミーティングの取り決め	
7 虐待対応⑤ ネットワークミーティングで支援計画の策定——	46
(1) 高齢者虐待個別支援計画シートについて————————————————————————————————————	
(2) 支援計画策定の際の検討事項	
8 虐待対応⑥~⑧ モニタリング・評価と終結————	
9 養護者支援について	
(1) 高齢者虐待の要因—————	
(2) 養護者支援の意義	
(3) 関係機関との連携————	
	00

(4)	施設入所などの分離対応をした際————	65
(5)	ピアカウンセリングの実施―――――	65
第3章	事例の紹介——————	<u>67</u>
(1)	介護問題や家族関係の不和が要因と考えられる事例————	69
(2)	経済的虐待から本人の保護、成年後見制度に繋がった事例————	 7 1
(3)	特養入所を通して虐待者と被虐待者の関係を再構築できた事例————	73
(4)	異なる事実を発見し世帯支援の視点で虐待を防止していった事例――――	75
(5)	「虐待」と「認知症」の理解を促しながら虐待を減らしていった事例―――	77
(6)	同居する息子から心理的虐待を受けていた事例————	79
(7)	養護者に介護指導することにより、介護放棄状態を改善させた事例―――	81
(8)	地域包括支援センターとの連携によりセルフネグレクトを解消した事例——	83
第4章	養介護施設従事者等による虐待と身体拘束————	——85
(1)	相談、通報・届出(通報等)への対応————	86
(2)	対応検討と事実確認———————	87
(3)	権限行使————————————————————————————————————	88
(4)	身体拘束について――――――	89
第5章	Q&A————————————————————————————————————	93
第6章		101
1 7	相談、通報、届出窓口————————————————————————————————————	102
(1)	養護者による虐待の相談・通報・届出窓口――――――――――――――――――――――――――――――――――――	102
(2)	養護者による虐待の市役所の所管課————	102
(3)	養介護施設従事者等による虐待の通報窓口—————	102
(4)	虐待の相談窓口(地域包括支援センター一覧)	102
(5)	その他関係機関の連絡先	107
2 (喂票類等 ————————————————————————————————————	<u> </u>
3	関係法令 ————————————————————————————————————	— 134